

第3回補助金検討委員会議事録（議事要旨）

- 1 開催日時 平成16年5月18日（火） 午後7時00分～午後9時00分
- 2 開催場所 浦安市役所第2庁舎205・206会議室
- 3 出席者
(委員)
小泉 允 囿 委員長、 川口 明 浩 副委員長、
大川 三 敏 委員、 渡邊 襄 一 委員、野崎 実 委員
藤岡 順 次 委員、 舘 里 枝 委員、仲澤 泰 委員
(事務局)
鹿野 正 廣 経営企画部次長、新宅 秀 樹 財政課長、及川 力 主査
渡辺 豊 副主査、文違 一 博 副主査、玉野 広 宗 主任主事
佐野 隆 主任主事
- 4 議 題
 - (1) 浦安市補助金状況について
 - (2) その他
- 5 議事の概要
 - (1) 浦安市補助金状況について
本市補助金を事業の目的別等に区分した資料を基に質疑・検討を行い、次回委員会は、委員会の進め方、考え方についての検討を行うことになった。
 - (2) その他
次回会議の開催は、平成16年6月8日（火）と決定した。
- 6 会議経過
委員長より第2回検討委員会の会議録に関する報告が行われ、委員の承認を頂いた。
第2回検討委員会にて提出を求められてた資料について事務局より報告を行い、その後、これら資料、報告に関する質問、意見などを頂いた。
委員：補助金の中で「市民活動補助金」があるが、別の機関で審議・決定・交付がなされていると聞いている。この「市民活動補助金」については、本検討委員会でも検討対象とするのか？また、負担金の中で将来に大きく負担がなされる可能性があるもの、又は、一部事務組合などの組織に入っているよりも市単独で処理したほうが良いといった負担金がある場合、この検討委員会の検討対象としたほうがよいようなものはないのか。
事務局：「市民活動補助金」については公募型の補助金である。これについては別の機関で審査、プレゼンなどを行っての決定、交付がされている補助金であるので本委員会では対象外と考えて良いものと考えられる。負担金については団体加入前であれば市単独で処理するという判断があったと思うが、現段階では難しいものと考ええる。
また、市民病院負担金のように、建替えの問題等があり、今後負担がどの程度に

なるのかなどについて予測のつかないものがある。

委員：今回の検討項目としての補助金自体、範囲が広いが、負担金や交付金の取り扱いはどうに考えるか？

委員：やはり補助金を主とし、負担金・交付金は時間に余裕がある場合に検討項目としては。

委員：資料を見る限り、浦安市の場合は補助要綱なりがしっかりあるようだが、補助要綱の作成に関して、要綱があるから補助金になるのか、補助金の要求後に要綱作成にあたるのか？

事務局：補助金交付の法的根拠として補助金規則が前提としてあるため、この補助金規則を元に予算要求課は団体とヒアリングなどを行っている。具体的な個別の交付要綱の設定時期については、最近の状況を申し上げると予算要求とほぼ同じ時期に個別の交付要綱を作成されている。

委員：国の場合はどのようになっているのか？

委員：国の場合は、交付の根拠が法律で定められた法律補助と予算補助があり、具体的な交付基準となる要綱・採択基準は各省庁が設定し、それに基づき地方公共団体や民間団体が交付申請を行って審査がなされ、毎年の交付決定を行っている。補助対象項目が細かく分類され明確であり、補助率等もはっきりしている。

委員：浦安市の場合、補助交付申請が提出され、審査の結果、実際に却下されるような補助金申請の例はあるのか。また、新規補助金についても、補助要綱や予算額がどのように作成、審議がなされているのか。

予算に対しては、補助金要求額からどのような審査がなされ、また、事業の補助金決定、事業報告がされているのかについて情報がないため、委員という立場で予算査定や審議の内容を把握しておきたい。

事務局：現状の補助要綱の基準から外れるような補助金が支出されていることはない。

これについては、ひとつには市の要綱が抽象的であり、補助範囲が広く設けられているからとも考えられる。最近の要綱は、他市も同じことが言えるが補助範囲を明確にされてきている。

事務局：現在は担当課で審査、ヒアリングを行っているが、担当課の審査後に、違う機関での審査があるかという点が無いのが現状である。当然、予算審議、議会等はあるが。

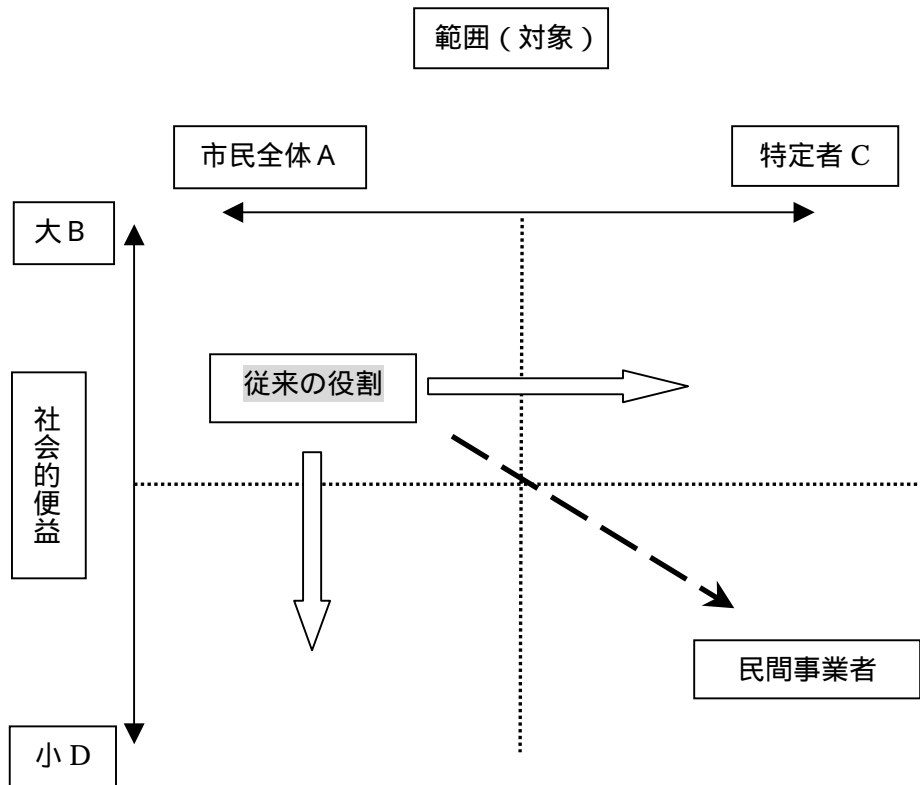
委員：今までの資料をみると各団体の予算の変動が見られない。現在の市の予算制度の中で枠配分方式がとられているが、各部が補助金の必要性について内部で十分には見直しを行っていないのではないかと思う。このことから、委員会として補助金の数は多いが中味を検討していく必要があるものの、この検討の方法に工夫を加える必要があるものとする。例えば、スポーツ系の補助金と防災系なり福祉系なりの補助金について、同じ基準を適用してその可否を検討することが適当かどうか疑問である。本来、尺度が違う補助金を一律の基準により評価するのは難しさから、補助の性質が異なる区分ごとに基準を作成する必要があるのではないか。

委員：問題点の議論は時間がいくらあっても足りない。尺度、他事例との比較などを行

い、基準の部分の規定した上での肉付けをしていく方法はとれないか。

委員：市では事務事業評価を採用し始めたときいているので、補助金に関する内部の事務事業評価を活用して検討すれば、評価・基準判断を検討するための有効な資料となるのではないかと。担当課とのヒアリングを行うとしても事務事業評価を元に評価ができるのではないかと。

委員：市が行う補助金の支出について、補助対象範囲の広狭や社会的便益の大きさを考慮すると、次のような概念図が考えられる。



公的関与のあり方として、市の従来の役割や活動範囲はA B（対象範囲が市民全体で社会的便益も大きい領域）にあったが、市民ニーズの多様化、個別化などの流れの中で、B C（特定の者を対象範囲としつつも、社会的便益は依然大きい領域）またはA D（社会的便益は小さいが、市民全体を対象範囲する領域）の領域に市の役割・活動範囲も変遷してきている。しかし、B CまたはA Dと市の活動範囲が広がり、本来市の公的関与としてどこまでが妥当な範囲とするべきか。市の活動範囲として補助金等を支出した場合、その効果、成果、補助の適正額などを審査する機関なりが重要になるのではないかと。

委員：補助範囲については、100%の補助はあり得ない。補助の必要性が補助率に現れてくるものである。

委員：委員会の設置要綱の所掌事務の中に3項目あるが、今後の進め方の中で、交付基準の策定は他市を見ても変わらないものになってしまうのではないかと。本来であれば交付基準があつての審査検討になると思うが、2番目にある「評価」を重視してはどうか。その上で基準づくりに移るのも方法ではないかと。

委員：基準を作る上では補助金の内容がわからないといけない。分野的に幾つかの項目

を選び、担当課、交付団体とのヒアリングを行いながら、判断基準を設定する方法はどうか。議論を進めながら検証していけば、いくつかの補助金対象分野ごとの団体、個人それぞれの基準が出来ていくのではないかと。

委員：この補助金検討委員会はなにをすべきか。単なる補助金の削減を目的としているのか。削減となれば、例えば一律削減という方法もある。しかしながら、補助すべき団体の補助額まで削減とはできない。この委員会が検討したものが今後の市の担当課なりが活用できるものにならないといけない。

委員：検討委員会の基準なりを作成すれば、その設定した基準やそれに基づく判断内容に説明責任が生じる。

委員：税金の一部が補助金として使われているという意識を持つこと、補助金に対し委員会が設置され審査をしているということを周知しなければいけないし、交付団体の方も補助金とはどういうものかということを理解しなければならない。また市の各補助金担当者が審査を行うということから、市担当への指導も必要ではないか。

委員：この検討委員会では、今後の市担当者の審査などに活用できる基準等を提供し、実質的な補助金審査につながる道筋を示すものにしていかなければならない。

事務局：今回は、委員会の進め方、考え方についての検討を含め、補助金等の分類方法、判断基準や評価の仕方などについて提案をお願いしたい。